

年金積金「豊」(自動解約入金型)

令和6年4月1日現在

1. 商品名(愛称)	・スーパー積金(年金積金「豊」)
2. 販売対象	・当金庫に次の公的年金の振込指定口座を有する個人の方または新たに振込指定いただいた方 国民年金・厚生年金・共済年金
3. 期間	・原則3年
4. 預入 (1) 払込方法 (2) 払込金額 (3) 払込単位	・指定支払口座から毎月定期的に一定の掛金を払い込みいただきます ・1,000円以上 ・100円単位
5. 媒体	証書(通帳)は発行せず、契約内容を記載した「契約のご案内」を交付します
6. 支払方法	・給付契約金(税引後)を以下の①もしくは②の方法で支払います(いずれも定期積金契約店舗の本人名義口座のみ) ①満期日以降に一括して指定口座へ入金 ②満期日に定期預金へ預け替え 【定期預金への振替の取扱いについて】 ・対象の定期預金はスーパー定期・スーパー定期300・大口定期の自動継続型(元利金継続もしくは元金継続)となります ・適用金利は定期預金振替日時点の基準金利となります ・預入期間については、各商品の取扱いに準じます ・指定の総合口座(普通預金)の担保定期預金もしくは通帳式定期預金での取扱いとなります(証書は不可) ・定期預金への振替を選択する場合、本商品契約時に総合口座契約もしくは通帳式定期預金口座を開設していることが必要となります
7. 利息 (1) 適用金利 (2) 給付補填金の支払方法 (3) 計算方法	・固定金利/スーパー積金(3年未満、3年以上)の当金庫ホームページ表示金利+0.05% ・「契約のご案内」に表示する約定年利回りを満期日まで適用します ・上乗せ利率は変更する場合がございます ・給付補填金は満期日以後に一括して支払います ・給付補填金は付利単位を1円として契約期間における掛金残高積数に年利回りを乗じて計算します
8. 税金	・令和19年12月31日までの間に支払われる給付補填金には、復興特別所得税が追加課税されるため、20.315%(国税15.315%、地方税5%)の税金がかかります(尚、マル優は利用できません)
9. 付加できる特約事項	・50万円以上の満期金を定期預金に振り替えた場合には、当該定期預金の利率を「当金庫ホームページ表示利率+上乗せ利率年0.05%」とします(1年もののみ、自動継続不可) ※自動振替入金でのお預け入れは不可
10. 中途解約時の取扱い	・満期日前に解約する場合は、次の①、②の期限前解約利率により利息相当額を計算し、この積金の掛金残高相当額とともに支払います ①初回払込日から解約日までの期間が1年未満の場合 解約日の普通預金利率 ②初回払込日から解約日までの期間が1年以上の場合 約定年利回り×60%(但し、解約日における普通預金利率が下限となります)
11. 金利情報の入手方法	金利(年利回り)は当金庫ホームページまたは窓口にてご照会ください
12. 苦情処理措置・紛争解決措置	苦情処理措置 本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店または営業推進部お客さまの声担当(9時~17時、電話:0120-0988-50)にお申し出ください 紛争解決措置 静岡県弁護士会(電話:054-252-0008)及び東京弁護士会(電話:03-3581-0031)、第一東京弁護士会(電話:03-3595-8588)、第二東京弁護士会(電話:03-3581-2249)の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは、当金庫営業日に、上記営業推進部または全国しんきん相談所(9時~17時、電話:03-3517-5825)にお申し出ください。なお、各弁護士会に直接申し立てていただくことも可能です

<p>13. その他参考となる事項</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・払い込みが遅延した場合には、約定年利回り（1年を365日とする日割計算）の割合による遅延利息をいただきます（満期日の繰り延べは行いません） ・満期日以後の利息は解約日における普通預金利率により計算します ・中途解約、もしくは自動解約不能理由※が発生した場合、ご来店のうえ、当金庫所定の預金払戻請求書（解約用）に届出印により記名押印いただき解約手続きを行います。なお、解約金は原則ご契約者本人名義の指定口座へ入金します ※定期積金の払込未了、振替指定口座解約済等 ・預金保険制度の付保対象預金です。預金保険によって元本1,000万円までとその利息が保護の対象となります（当金庫における、決済用預金以外の保護対象預金等を合算して、元本1,000万円までとその利息等が保護されます）
-----------------------	--